

## 環境影響評価審議会への事業者の出席義務等について（2）

## 【1】各自治体の状況（まとめ）（札幌市以外17自治体）

出席義務規定の有無		出席要請規定		義務規定追加予定	
条例	条例施行規則または 審議会規則	条例施行規則または 審議会規則	条例または 施行規則 等		
有り 0	有り 0	有り 10	有り 0		
無し 17	無し 17	無し 7	無し 15	検討中 1	未調査 1

出席拒否事例	対応苦慮事例（1件のみ）
有り 0	・事業者に出席を求めずに審査会を開催した場合に、審査会委員から直接事業者へ質問や助言が出来ず回答や対応が遅れた。
無し 16	
未調査 1	

## 【2】法令上の解釈（本市法制課の見解）

- ① 市民（事業者）の権利義務に係る事項は、原則、条例で規定しなければならない。
- ② 条例の委任を受けずに規則で規定することはできない。
- ③ 要綱・要領等は努力規定であり拘束力はない。

## 【3】環境局の考え方

（案） 当面、条例・規則等の改正は行わず、今後とも事業者へのアセス制度や審議会からの出席・説明要請等の趣旨を理解してもらうよう努めていく。

## ＜理由＞

- ① 本市審議会への出席拒否事例、図書の内容を説明しなかった事例は、他自治体の調査結果からみて特殊な事例であると判断できる。
- ② 今後の案件は、自治体を実施するものや民間事業であっても公共性の高い事業が考えられる。したがって、出席や説明拒否を行った場合、事業者の社会的姿勢が問われるなど、事業の推進には不利となると考えられ、拒否はほとんどないと予想される。
- ③ 条例・施行規則に盛り込む場合、条例のどの部分に規定を盛り込むか、また、条例の改正を受けて施行規則をどのような改正を行うか等、条文整備に時間を要する可能性がある。

＜検討課題＞条例・規則の内政を行わない場合でも技術指針に追加規定を盛り込むか？

（例）第5（配慮書等の公表等）と第6（その他）の間に、新たに第6（審議会からの要請等について）として、「審議会への出席や説明、資料要請への積極的な対応に努める」旨の規定を追加する。